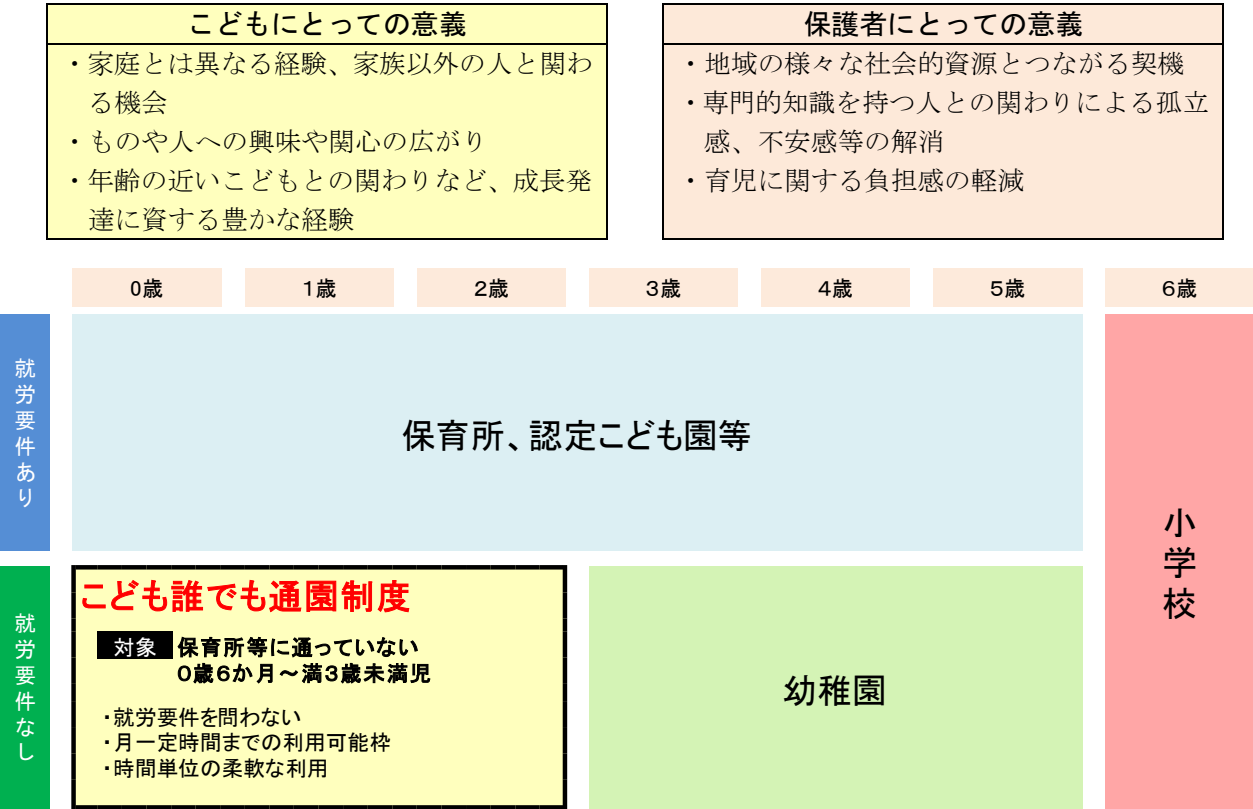


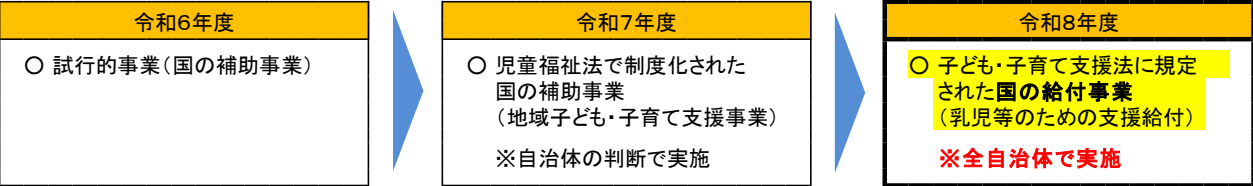
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に向けた準備について

1 こども誰でも通園制度とは

- ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により創設。
- ・全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するための新たな通園制度。



【本格実施に向けた全国の動き】



※東御市はR8.4月から実施予定

〈事業のイメージ〉



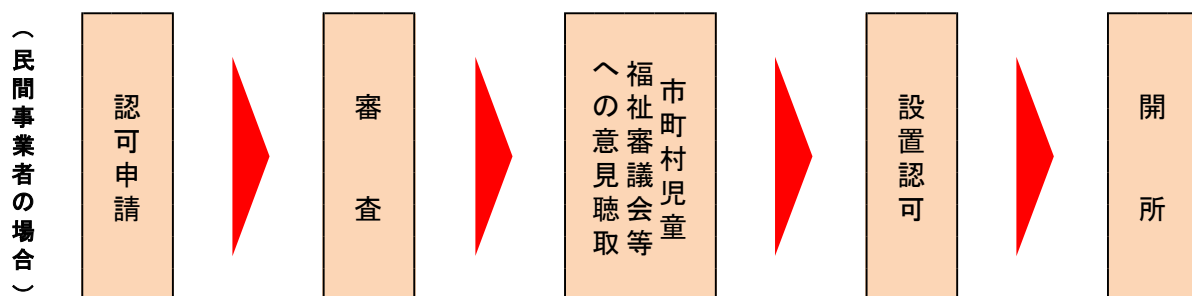
※公立保育所の場合、支払元と支払先がともに東御市になるため、委託料に相当する部分は税等の一般財源で賄われます。

【8月4日訂正】
乳児等のための支援給付に要する費用は、公立・私立を問わず、国が4分の3、県が8分の1を負担し、残る8分の1を市が負担します。

2 実施事業者の認可について

民間の事業者が乳児等通園支援事業を行う場合は、児童福祉法第34条の15条第2項の規定により、市の認可が必要となります。

なお、認可の基準については、市が内閣府令に準じて条例で定めます。条例案については、令和7年9月議会へ上程予定で、認可申請の受付は条例制定後になります。



※公立施設では、上記の認可手続きは不要とされています。

3 公立保育園での検討状況について

公立保育園では、空き部屋がある3園を中心に乳児等通園支援事業を行い、受入時間については、制度の趣旨を考慮して午前中のみとし、1か月に3～4回程度の定期利用を基本とする予定です。

今後、未就園児数の見込みのほか、設備基準等を踏まえて定員を決め、必要な職員配置等を検討していきます。

4 実施に向けたスケジュール（予定）

(※令和7年7月7日時点)

令和7年	3月	●第1期東御市こども計画策定 (→令和8年度からの乳児等通園支援事業の実施を記載)
	7月	●第1回子育て支援審議会 (事業概要等について協議) ●定例教育委員会 (事業概要及び認可基準条例等について報告)
	8月	●定例教育委員会(認可基準条例案を協議) ●9月議会開会(認可基準条例案を上程)
	9月	●認可基準条例制定
	10月	●認可申請受付開始
	12月	○国の内閣府令案(確認基準等)の公表 ○研修について要綱で規程
令和8年	1月	○保育士向け研修資材の公表 ●第2回子育て支援審議会 (事業者の認可について意見聴取)
	2月	●3月議会開会 (確認基準条例案、東御市保育所条例の一部を改正する条例案を上程)
	3月	●市民向け周知(広報誌、ホームページ等) ●確認基準条例制定 ○公定価格告示の公布
	4月	●本格実施